

報道発表資料の配付日時 11月 8日 (火) 15時00分

発表項目 (行事名)	製造業省エネルギー環境整備緊急対策補助金について ～道内製造業の省エネ化に向けた設備投資を支援します～		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>道では、エネルギー価格高騰の影響を受けた製造業を営む道内中小企業者等の負担軽減を図るため、省エネルギー化に資する設備の導入に対して補助します。補助金の概要は、次のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助金名 製造業省エネルギー環境整備緊急対策補助金</p> <p>2 募集期間 令和4年11月9日(水)～令和5年1月31日(火) ※申請多数により当補助金の予算を超過する見込みがある場合は、早めに申請受付を終了することがあります。</p> <p>3 補助率及び上限額 3/4以内 500万円まで</p> <p>4 対象者(次のいずれも満たす者) (1) 製造業を営んでおり、道内に製造拠点を有している中小企業者等で、企業の場合は本店、個人事業主は住所、組合等は主たる事務所又は事業所を道内に有する者 (2) 令和4年4月から9月までのいずれかの月に支払った燃料費等の単価が前年同月の単価よりも増加していること</p> <p>5 補助対象事業 省エネルギーを目的とした設備の導入により、エネルギー消費量が年率10%以上低減すること</p> <p>6 ホームページ https://www.hokkaido-seizougyoushien.jp/ (令和4年11月9日(水)午前9時オープン)</p> <p>7 問合せ先 製造業省エネルギー環境整備緊急対策補助金事務局 電話番号 050-3850-6906 (平日9時～17時30分) (令和4年11月9日(水)午前9時オープン)</p> <p>8 郵送先 〒060-8414 (住所の記載不要) 製造業省エネルギー環境整備緊急対策補助金事務局あて</p>		
参考	・補助金の詳細は、別添の募集リーフレットをご参照ください。		
報道(取材)に当たってのお願い	・本補助金を広く道内の製造業事業者に発信したいので、積極的な取材及び報道をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付	同時レク	
担当 (連絡先)	経済部 産業振興局 産業振興課 (担当者: 茶谷) TEL 011-204-5323 (内線 26-854)		

エネルギー価格高騰にお困りで、
省エネ設備導入をお考えの
中小製造業者の皆様

最大 **500**万円
まで補助金が受けられます。

製造業省エネルギー環境整備 緊急対策補助金

募集期間

令和4年11月9日(水)～令和5年1月31日(火)

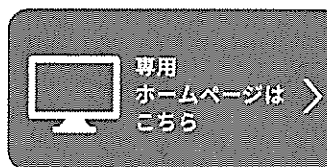
※申請多数により、当補助金の予算を超過する見込みがある場合は、早めに申請受付を終了することがあります。

補助率

3/4以内

補助金額

最大500万円



補助対象者

製造業を営んでおり、道内に製造拠点を有している中小企業者等で、
企業の場合は本店、個人事業主は住所、組合等は主たる事務所又は
事業所を道内に有する者

申請方法

専用ホームページから必要書類をダウンロードし、
下記宛先に郵送してください。

<https://www.hokkaido-seizougyoushien.jp/>

補助対象事業

省エネルギーを目的とした設備を導入し、
エネルギー消費量を年率10パーセント以上低減すること

郵送先

〒060-8414 (住所の記載不要)

製造業省エネルギー環境整備緊急対策補助金事務局 あて

お問い合わせ先

製造業省エネルギー環境整備緊急対策補助金事務局

TEL : 050-3850-6906

(受付時間：平日 AM9：00～PM5：30) ※土日祝、年末年始(12月29日～1月3日)は休業

詳細は裏面もご確認ください。→

補助事業の概要

詳細は、補助金専用ホームページ内の募集要領をご覧ください。

● 補助対象者(次のいずれも満たす者)

- ① 製造業を営んでおり、道内に製造拠点を有している中小企業者等で、企業の場合は本店、個人事業主は住所、組合等は主たる事務所又は事業所を道内に有する者

※中小企業者等とは次のいずれかに該当する者となります。

- ・資本の額(出資の額)が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
- ・事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業連合
- ・協業組合、商工組合、商工組合連合会
- ・NPO法人

- ② 令和4年4月～9月までの燃料費等(電気、ガス、ガソリン、灯油、軽油、重油)の単価が、前年同月の単価よりも増加していること。

● 補助対象事業(次のいずれも満たす事業)

- ① 省エネルギーを目的とした設備を導入し、エネルギー消費量を年率10パーセント以上低減することが見込まれること

- ② 申請する事業について、国、道が交付する他の補助金等の交付を受けていないこと

【設備の要件と導入例】

新規・更新	パターン	要件	設備導入の例
更新の場合	A	【設備の更新による省エネ化】 設備の更新にあたり、更新後の設備の年間エネルギー消費量が、更新前の設備と比較して10%以上低減すること	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率ボイラーへの入替 ・工場の照明のLED化 ・省エネ型冷蔵庫への入替
新たに導入する場合	B	【省エネ型設備の新規導入】 省エネ型の設備を新規導入することにより、同等の性能を持つ現在入手可能な設備(中古品を除く)を導入した場合と比較して、年間エネルギー消費量が10%以上低減すること	<ul style="list-style-type: none"> ・工作機械の新規導入時に高効率モーターを搭載した機械を導入 ・冷蔵庫の増設時に省エネ型のものを導入
	C	【施設等の省エネ化に貢献する設備の導入】 施設等の省エネ化に貢献する設備の新規導入により、施設等の年間エネルギー消費量が導入前と比較して10%以上低減すること	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備の導入 ・冷房効率化となるエアカーテンの導入

● 補助対象経費

- ① 設備費:補助事業の実施に必要な設備の購入に要する経費
- ② 設計費:補助事業の実施に必要な設備に係る設計費やシステム設計費等
- ③ 工事費:補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費

手続きフロー

